

遠軽町（仮称）えんがる町民センター建設検討協議会要綱  
（設置）

第1条 （仮称）えんがる町民センター（以下「町民センター」という。）の建設に当たり、町民意見を反映させるため、（仮称）えんがる町民センター建設検討協議会（以下「検討協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項について、意見を述べることとする。

- （1） 町民センターの基本・実施設計に関すること。
- （2） その他必要な事項に関すること。

（定数）

第3条 検討協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、18人以内とする。

（組織）

第4条 検討協議会は、次に掲げるものをもって組織する。

- （1） 遠軽町文化連盟
- （2） 遠軽商工会議所
- （3） えんがる商工会
- （4） えんがる町観光協会
- （5） 遠軽町自治会連絡協議会
- （6） 遠軽青年会議所
- （7） 北見地区吹奏楽連盟遠軽支部
- （8） 遠軽町社会福祉協議会
- （9） 遠軽町商店街振興会連合会
- （10） その他の関係団体
- （11） 学識経験のある者
- （12） 公募による者

（委嘱）

第5条 委員は、町長が委嘱する。

- 2 町長は、委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱することができる。

（任期）

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、任期中においても委員の職を解くことができる。

（会長及び副会長）

第7条 検討協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 検討協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 検討協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。
- 5 会議は、審議する内容が公開することに適さないと認めるものを除き、公開とする。

（報償費）

第9条 委員には、報償費を支給しない。

(庶務)

第10条 検討協議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年11月1日から施行する。